

## 厚生年金基金制度改革法案国会提出

厚生年金基金制度の改正を含む厚生年金保険法等の一部を改正する法律案が4月12日に閣議決定され、同日に第183通常国会に提出されました。

厚生年金基金制度については、2012年11月2日より厚生労働省に「厚生年金基金制度に関する専門委員会」が設置され、7回にわたる審議を経て、2013年2月8日に意見書を取りまとめ

ました。(政策ニュース13号参照)意見書では、10年間の移行期間を経て厚生年金基金の代行制度を廃止するという方向性を示しました。

しかし、自民党から「財政状況が健全な基金について存続を認めるべき」との声があがり、改正法案は、一定の積立要件を満たす基金は存続を認める内容となっています。

### 【厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 概要】

#### 1. 厚生年金基金制度の見直し (厚生年金基金制度改革のプロセスは次ページ参照)

- ① **※施行日**以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- ② 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外す等、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ③ 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働委大臣が第三者委員会の意見を聞いて、解散命令を発動できる。
- ④ 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

※公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日

#### 2. 第3号被保険者の**※記録不整合問題**への対応

- ① 不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正する。
- ② 不整合期間を「カラ期間」(年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント)扱いとして無年金となることを防止する。
- ③ 過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)

※第3号被保険者(専業主婦等)が、第2号被保険者(夫等)の離職により、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとされていて不整合が生じている問題。

#### 3. 国民年金関連

- ① 障害・遺族年金の支給要件の特例措置(保険料納付要件の緩和措置)を10年延長する。
- ② 国民年金保険料の若年者納付猶予制度を10年延長する。

- 施行日から5年間 : 「代行割れ問題」に集中的に対応
- 施行日から5年後以降 : 「代行割れを未然に防ぐための制度的措置」を導入

